

第二次東温市再犯防止推進計画

令和7年度 ～ 令和11年度



令和7年（2025年）3月

東 温 市

目次

1 計画の概要

- (1) 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者・・・・・・・・ 3

2 計画の方針及び重点課題

- (1) 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

3 第一次東温市再犯防止推進計画の取組状況

- (1) 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 市の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4 重点課題に対する市の取組

- (1) 国・県・他市町・民間団体等との連携強化・・・・ 13
- (2) 就労・住居の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進・・・・・・ 24
- (4) 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等・・・ 31
- (5) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施・・・ 35
- (6) 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進・・・・ 38

5 計画の推進について

- (1) 計画の推進と普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (2) 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- (3) 再犯防止に関する取組等の指標・・・・・・・・・・・・ 41

- 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

全国の刑法犯検挙者数及び刑法犯再犯者数は、それぞれ平成16年及び平成18年をピークとして減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少しているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、令和4年は47.9%となっています。

これを受け、国においては、平成29年に再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第一次再犯防止推進計画を策定し、また、令和5年には、国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくために、第二次再犯防止推進計画を策定しました。

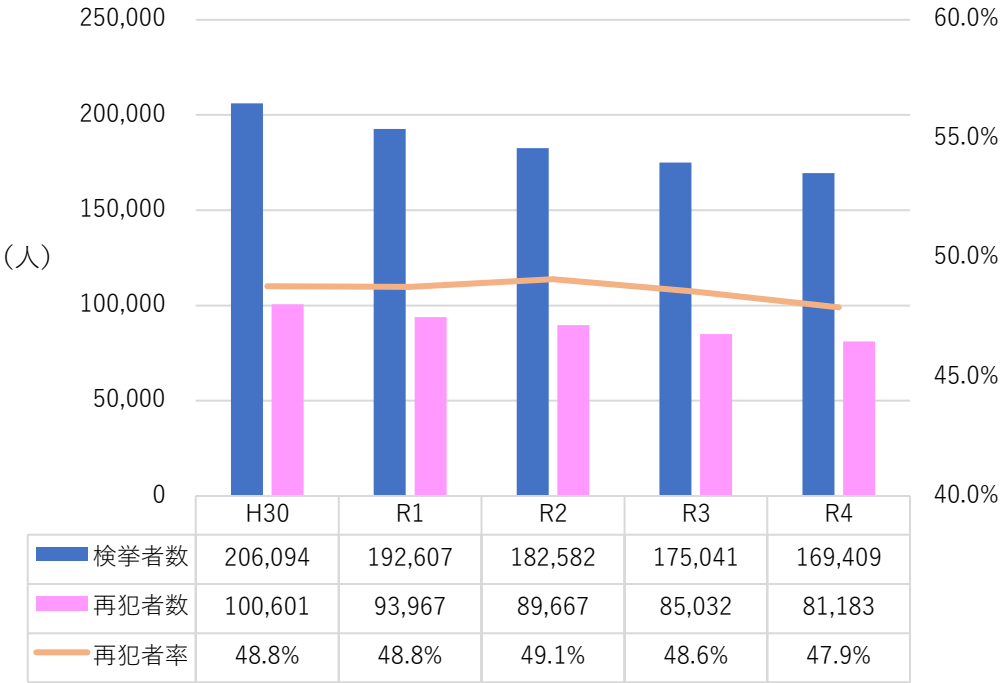
本市においては、令和3年に、市の施策へ再犯防止の視点を反映し、犯罪をした者等を含む誰もが住み慣れた地域で、ともに支え合いながら、いきいきと暮らせる安全・安心なまちづくりを実現するため、東温市再犯防止推進計画（計画期間：令和3年度から令和6年度まで）を策定し、計画に基づき、再犯防止の推進に取り組んできました。

しかしながら、本市を管轄する松山南警察署管内における再犯者率は、近年、約50%前後を推移し、令和4年は53.9%と、全国と比較しても、再犯者の割合が高くなっています。

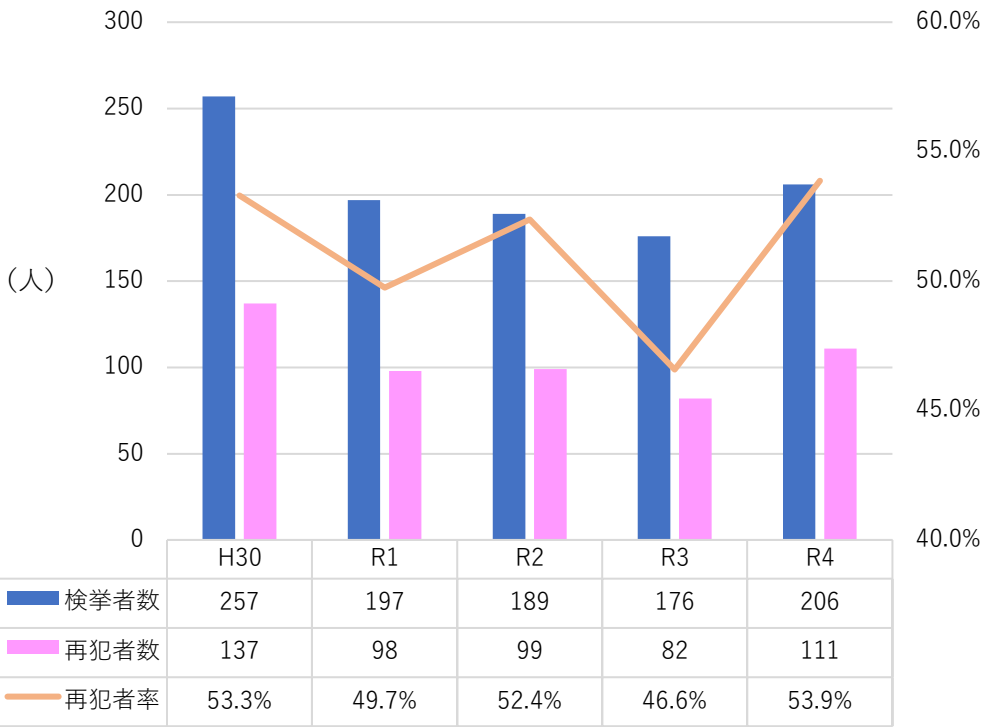
こうした状況を踏まえ、安全安心な地域社会の実現のためには、これまで以上に再犯防止に係る取組を推進する必要があることから、現計画の見直しを行い、第二次東温市再犯防止推進計画を策定することとなりました。

検挙者数と再犯者数の推移

【全国】



【松山南警察署管内】



(出典：高松矯正管区犯罪統計データ)

(2) 計画の位置づけ

再犯防止推進法第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画として国・県の再犯防止推進計画を勘案して定めます。

また、この計画は、高齢や障がいなどの様々な生きづらさを抱えた犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく、立ち直るための取組を明らかにするものであり、地域福祉に密接に関わることから、「東温市地域福祉計画」及び関連する保健・福祉分野の個別計画との整合性を図ります。

(3) 計画の期間

本計画は、国・県の第二次再犯防止推進計画を勘案して定めるものであることから、国や県の計画期間を踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とし、法改正や国・県における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の見直し等を受け、必要に応じて見直すこととします。

本計画と関連する計画の期間

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11		
国	第一次 再犯防止推進計画					第二次 再犯防止推進計画								
県		第一次 愛媛県再犯防止推進計画				第二次 愛媛県再犯防止推進計画								
市			第一次 東温市再犯防止推進計画				第二次 東温市再犯防止推進計画							
	東温市地域福祉計画								次期計画					

(4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画に基づく再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」とします。

なお、「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、再犯防止推進法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないように留意する必要があります。

2 計画の方針及び重点課題

(1) 基本方針

再犯防止の取組は、様々な生きづらさを抱えた犯罪をした者等に対する支援となることから、本市の地域福祉計画並びに地域福祉活動計画と密接に関係するため、国や県における第二次再犯防止推進計画に係る基本方針を踏まえ、次のとおりとします。

① 地域での支え合いができる人づくり

地域で暮らす人々がお互いにあたたかく接することで、犯罪をした者等が犯罪の責任を自覚し、再び犯罪等に陥ることなく立ち直ることができるよう、日頃からのあいさつや声かけなどを通じて認め合い、助け合い、支え合う心を育む人づくりを推進します。

② 誰もがつながる体制づくり

犯罪をした者等の様々な事情に応じて、行政、社会福祉協議会、民生児童委員、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て相談窓口、ボランティア、NPO等の地域で活動する組織・団体と、地域で暮らす人々が関わり合い、情報交換や連携を強化することで、犯罪をした者等が地域で孤立することなく、必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。

③ 誰もが安心して暮らせる地域づくり

障がい等に対する差別や高齢者・女性・子どもへの虐待の防止、いじめや不登校への相談やサポート、生活困窮者などの地域で不安を抱える人への支援など、様々な問題に対して早期対応を図ることで、犯罪へつながることを防止するとともに、広報・啓発活動を通じて地域の人々への理解と協力を得ながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

●参考：国計画〔5つの基本方針〕

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

●参考：県計画〔基本方針〕

再犯防止推進法の基本理念や国の第二次再犯防止推進計画の基本方針・重点課題を踏まえるとともに、本県の状況に応じて次の6つの重点課題に取り組みます。

(2) 重点課題

本市では、再犯防止を取り巻く状況に鑑み、国・県と連携して再犯防止の取組を推進する必要があることから、国及び県の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、次の課題について重点的に取り組みます。

- ① 国・県・他市町・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

●参考：国計画〔重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

●参考：県計画〔重点課題〕

- ① 国・市町・民間団体等との連携強化
- ② 就労・住居の確保
- ③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

3

第一次東温市再犯防止推進計画の 取組状況

(1) 成果指標

第一次東温市再犯防止推進計画における成果指標及び実績値は次のとおりです。

成果指標	目標値（R6）	実績値（R6）
社会を明るくする運動行事の参加人員	200人	197人

社会を明るくする運動行事は、東温市社会を明るくする運動推進委員会が主催する行事とし、街頭啓発や社会を明るくする運動東温市大会への参加人員を成果指標としていました。

実績値は目標値をやや下回っています。



また、成果指標のほか、次の事項を再犯防止の取組等の参考指標とし、取り組んできました。

参考指標	第一次計画策定時	実績値
松山南警察署管内における再犯者の割合	49.7%（R1）	53.9%（R4）
松山刑務所矯正展の参加人員	17,777人（R1）	10,679人（R6）
市内の協力雇用主数	7社（R2.4.1）	7社（R6.4.1）

松山南警察署管内における再犯者の割合が増加しています。直近5年間で見ても、増減を繰り返しています。

松山刑務所矯正展の参加人員は減少しています。

市内の協力雇用主数に変更はありません。

(2) 市の取組状況

第一次東温市再犯防止推進計画の重点課題における主な取組状況は次のとおりです。

① 国・県等との連携強化等

課題に対する市の取組	現在の状況や課題
再犯防止に関する市の担当部署を明確化し、連携を図るとともに、国・県による情報共有や意見交換等の連絡会議への参加により、国・県の再犯防止施策を市の取組に随時反映させる等、これまで以上に積極的な再犯防止の取組を推進します。	再犯防止に関する本市の担当部署は社会福祉課とし、国（高松矯正管区）や県（愛媛県県民生活課）との情報共有や意見交換会（または研修への出席等）を行っている。
「矯正施設所在自治体会議」に参画し、他の矯正施設所在自治体との情報交換を積極的に行い、再犯防止を推進するための連携を強化します。	令和5年度及び令和6年度に開催された「矯正施設所在自治体会議」に市長が出席し、全国の矯正施設所在自治体との情報交換を行った。 また、中四国ブロック会議に担当が出席し、他市町等の再犯防止への取組を把握した。
市立図書館で保存期間を経過した本や除籍した本の松山刑務所への譲渡など、受刑者の処遇支援を継続していきます。	図書館で保存期間を経過した本や除籍した本を松山刑務所へ月1回譲渡し、支援を行っている。
社会貢献作業等を実施することに協力するための協定を松山刑務所と締結し、受刑者が市管理の公園等の環境保全を通じ、社会の役に立つための自己肯定感を高める取組を支援します。	社会貢献活動については、公園の環境保全のみならず、令和4年に小中学校、幼稚園、保育所、こども園等の備品の修繕や令和5年に見奈良土地改良区との協定を締結した。
松山刑務所と協定を締結している福祉避難所について、今後、災害用備蓄物資の収容等により避難所機能を充実させるとともに、住民への周知を進めて矯正施設のイメージアップを推進します。	令和4年に福祉避難所の設置運営訓練を行い、避難所機能の充実を図った。
ふるさと納税返礼品として、松山刑務所で受刑者が刑務作業として製作された愛媛県ブランド材「媛ひのき」を使用した工作物を登録することや、松山刑務所による地域活性化のためのエプロン製作に係る市イメージキャラクター「いのとん」使用許諾等の協力のほか、市の公共調達に係る機会を増やすとともに、地域住民に対する矯正施設への理解促進を図り、犯罪をした者等が地域へ受け入れられる土壌作りを推進します。	受刑者が刑務作業で県産材「媛ひのき」を用いて製作した木製ベンチ及び可動式収納棚を、本市のふるさと納税返礼品として寄附申込ポータルサイトにそれぞれ掲載することで、矯正施設への理解促進及び本市への寄附増加を図っている。

② 就労・住居の確保等

課題に対する市の取組	現在の状況や課題
毎週更新されるハローワークからの求人情報を把握し、市ホームページや窓口で周知します。また、市内高等学校等で中小企業交流シンポジウムを開催するとともに、市内中小零細企業に関する就職応募用子を、市内での就労を希望する人に対して配布し、市内中小零細企業の紹介や魅力などの情報を提供します。	市内中小零細企業においては、人材不足が課題となっており、様々な場で市内企業のPRによる支援を行うことで雇用の創出を推進している。
ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付で国が指定する経理や医療事務などの講座を受講する場合の費用の一部を助成したり、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士又は作業療法士等の専門的な資格取得のため1年以上の養成機関に通う場合の生活費相当額の支給など、ひとり親家庭の生活安定のための支援を推進します。 また、市で雇用している母子父子自立支援員がプログラム策定員となって、ひとり親家庭の父母の状況や希望等に応じた自立支援計画書を策定し、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、継続的な自立・就労支援を行います。	令和6年9月末現在、高等職業訓練給付金を4名の訓練生に支給している。また、今年度末までに訓練を修了し、自立支援教育訓練給付金の支給を予定している訓練生は2名いる。いずれの訓練生も育児、仕事、学業を両立しながら国家資格取得を目指している。また、この制度を利用して職業訓練を終えた者は、取得した資格を生かした就職先を見つけ、訓練前よりも収入が増加するなど、キャリアアップにつながっている。また、母子父子自立支援員が各ひとり親家庭の相談に応じ、必要に応じて再就職先の支援の一環として自立支援プログラムを策定し、就労支援を行っている。
市内で空き家となっている物件を活用し、貸したい家主が登録する「空き家バンク」により、市内に住居を探している人へ情報提供をします。	空き家所有者に対するバンクへの登録の働きかけや、多様化・複雑化・高度化する空き家問題への相談支援体制が不十分であることから、令和6年度に、空き家所有者の相談窓口「東温市アキカツカウンター」を開設した。
共同生活を営む住居（グループホーム）において日常生活上の介護や援助を行うなど、障がいを持つ人が安心して地域で生活できるよう、支援します。	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの内、共同生活援助（グループホーム）について、情報提供、支給決定等を行い、障がい者の安心した地域生活、居住支援を行っている。

③ 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

課題に対する市の取組	現在の状況や課題
地域で様々な悩みを抱える人たちに対し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人（ゲートキーパー）の養成に取り組み、地域で孤立する人に対する支援を推進します。 また、こころの健康講座を積極的に開催し、住民一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識し、自分や身近な人の不調に早く気づき対処できるよう、正しい知識の普及を図ります。	年4回、様々な対象者（市民、市職員、企業、介護福祉関係者等）向けに、精神科医師や公認心理士による講座を実施。講座を受けられる方の新規受講者が少ない。
野生のけしの花に関する保健所への通報や除去作業を実施し、不正大麻使用を予防します。 愛媛県薬物乱用防止指導員協議会への指導委員の推薦や当該委員と連携し、健康フォーラムやどてかぼちゃカーニバル等の市内行事での啓発ブース確保等の協力、「ダメ。ゼッタイ。」国連支援基金運動の周知、県主催の薬物乱用防止パレードへの参加等、薬物乱用防止のための各種啓発活動を推進します。	「愛媛県不正大麻・けし撲滅運動」及び「愛媛県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」に合わせて、広報やホームページに掲載するなどして市民への周知を図るとともに、リーフレットやポスターを窓口に置く等の啓発活動を実施した。 違法植物（大麻・けし）の種類の特定ができた場合は、速やかに除去する必要があるが、自生地に応じて土地所有者または管理者に抜去等の処分を依頼している。
本人又は家族、その他地域の人たちからの相談を受け、警察、消防、保健所、医療機関等と連携して、精神保健に係る支援の必要な人の把握や見守りをはじめ、訪問指導、精神科の医師が相談に応じる「こころの健康相談」等により状態の軽減を図り、社会復帰へのコーディネートを実施します。	月に1度、訪問又は来所にて、精神科医師又は公認心理士との相談を実施している。（1人所要時間1時間） 相談対象者の選定が難しい。

④ 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等

課題に対する市の取組	現在の状況や課題
地域からの推薦や小中学校の教員等で構成する補導委員により、警察と連携し、年間を通して補導活動を行い、非行少年の早期発見に努めるとともに、不良図書回収などの環境浄化活動を実施します。	補導委員が、定期的に青色防犯パトロールによる見せる補導活動を実施することにより、喫煙、飲酒、深夜徘徊等の不良行為の防止につながっている。
児童生徒へのカウンセリングや保護者、教員等への助言・援助を行い、学校での教育相談体制の充実と心理面でのサポートを図るため、スクールカウンセラーを配置しており、相談に応じて各地区の小学校へも派遣します。	不安を抱える児童生徒や保護者が安心して相談できる環境となるよう努めている。また、定期的にスクールカウンセラー通信を発信する等し、事業の周知に努めている。
いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭等）への働きかけや、福祉等の関係機関とのネットワークを構築し、活用するためのスクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決のための環境づくりをサポートします。	家庭訪問や病院への付き添い等、環境への働きかけを積極的に行っている。対応は、長期に渡ることが多いが、限られた時間を有効に活用し、対象者に対して、親身に対応できるよう努めている。
児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行い、不登校等の問題行動の早期発見、早期解決を図るため、ハートなんでも相談員を配置します。	配置されている各学校に応じた体制で相談業務を行っている。また、相談業務がない時間帯は、積極的に校内を見回る等し、児童生徒に認識してもらうことにより、相談しやすい環境づくりに努めている。
ひとり親家庭の児童の学習への意識と学力の向上を図るため、大学生や社会人等のボランティアによる学習支援を行います。ひとり親家庭の子どもは、親との離別等により、精神面や経済面で不安な状況におかれている場合が多いことから、子どものよき理解者として学習支援や進学の相談等を行い、子どもの情緒の安定とひとり親家庭の負担軽減を図ります。	令和6年9月末時点で5名の児童が登録しており、支援員が見守る中、毎週金曜日に中央公民館で実施する学習支援事業に参加し、真剣に学習に取り組んでいる。支援員はボランティアであるが、高校生以上の学生や社会人など15名が登録していて、時に児童の学習の補助等をするなど意欲的に事業をサポートしてくれている。
家庭児童相談員等を子育て相談室に配置し、子育ての悩みや子どもの成長・発達についてなど、子育てに関する様々な相談を受け付けます。 また、見守りが必要な家庭には定期的に訪問を行い、関係機関と情報を共有して支援に当たります。	家庭児童相談員1名、相談員3名による体制で、きめ細やかな相談対応を行った。また、要保護児童対策地域協議会において代表者会を年1回、実務者会年3回程度実施し、関係機関との連携・情報共有を深めることができた。
放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室、土曜教育活動において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。	放課後児童クラブは、土曜日や学校の長期休業期間においても開所しているほか、児童館は毎週火曜と祝日を除き土日も開館する等、子どもの居場所づくりに寄与することができた。また、見守りが必要な家庭については、子育て相談窓口と積極的に情報共有を行い、必要な支援に繋げることができた。

⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施等

課題に対する市の取組	現在の状況や課題
配偶者や恋人などの親密な関係にあった相手からの身体的、精神的、性的、経済的暴力による被害を受けている人の相談を受け、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら一時避難先としてのシェルターや行き場のない母子が生活を安定させることを目的とした母子生活支援センター等へつなぎ、加害者から離れて安心して生活できるよう支援を行います。	相談者の状況に応じて、面談や電話による相談を行っている。各事案ごとに丁寧に状況を聴き取り、必要に応じて警察や配偶者暴力相談支援センターと連携して対応している。避難措置に至るケースはほとんどないが、被害者側に危険がないよう慎重に対応している。
家族や親族等関係者からの相談や地域の人からの情報提供により、児童虐待の早期発見に努めており、児童虐待の疑いがあるとの通報を受けた場合は、48時間以内に訪問等を実施し、状況確認を迅速に行います。 また、児童相談所等の関係機関とも連携し、虐待があった家庭や虐待の恐れがある家庭へ必要な支援を行い、子どもの安全で安心な生活を守ります。	虐待の疑いを把握した際は、迅速な状況確認を行い必要に応じて児童相談所に繋ぐ等の対応を行った。 また、虐待等の事案が発生した家庭には、繰り返し面談や家庭訪問を行い、事態が悪化することのないよう積極的な関わりを持つ等のフォローを行っている。

⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

課題に対する市の取組	現在の状況や課題
犯罪や非行を防止し社会への立ち直りを地域で支援する「社会を明るくする運動」を、保護司、教育関係団体、社会福祉団体、地域団体と連携しながら市が主体となって推進し、強調月間（7月）における街頭での普及啓発活動、学校と連携した児童生徒への啓発、大会の開催、市広報紙や市ホームページを通じた周知等を実施することで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指します。 また、同じく7月に実施される再犯防止啓発月間において、再犯防止に関する広報・啓発活動に努めます。	毎年、社会を明るくする運動の啓発活動を行っており、直近の令和6年度においては、 ①中学生への啓発 ②商業施設での街頭啓発 ③懸垂幕・横断幕等での啓発 ④社会を明るくする運動東温市大会の開催 などを行った。
松山地区保護司会第8分区（東温市地区）の事務所として、東温市川内支所の一部のフロアを提供するとともに、負担金を交付し、その活動を支援します。 また、東温市有志により構成する更生保護女性会東温支部の活動に対し、補助金を交付し、その活動を支援します。	松山地区保護司会第8分区には本市の人口に応じた負担金を、松山地区更生保護女性会には補助金を交付し、活動を支援している。 また、保護司の安全確保（面接場所として身近な公共施設を活用できるようにすること）に関して、市として協力できることを検討したい。
松山保護観察所と連携し、保護司等の更生保護ボランティア活動について、市民に広く周知するとともに、保護司の人材確保に関する必要な施策を講ずることに努めます。	更生保護ボランティア活動について、十分な周知を図ることができなかった。

4

重点課題に対する市の取組

(1) 国・県・他市町・民間団体等との連携強化

◆現状と課題◆

犯罪をした者等が地域社会の中で安定した生活を送るためには、刑事司法手続段階における社会復帰支援のみならず、刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携して支援することで、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備することが重要です。

しかしながら、再犯防止施策に取り組むにあたり、国と地方公共団体が担うべき役割が明確でないこと、また、地方公共団体は再犯の防止等に関する知見・ノウハウ・情報が十分でないことなどの課題があります。

このため、国・県・市が適切な役割分担のもと、民間協力者等も含めて連携を強化し、犯罪をした者等を誰一人取り残すことなく、支援施策につなげることができる体制を整備することが重要です。

◆県の主な取組◆

- 国、市町、更生保護・福祉・就労等の民間団体及び学識経験者等で構成する「愛媛県再犯防止推進会議」を開催し、包括的な情報共有や意見交換を行います。
- 法務省が主催する再犯防止に関する各種会議等に参加し、法務省の地方機関等との連携及び情報共有を図ります。
- 市町の状況に応じた施策の策定や実施に向けた基盤となる市町再犯防止推進計画を策定するよう働きかけ、支援します。
- 再犯防止について、県民の理解を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進していくため、市町と連携して啓発に取り組みます。

市の取組

国・県・他市町との連携強化の取組

再犯防止に関わる各種事業における市の担当部署を明確化し、それぞれの担当部署が、国・県による情報共有や意見交換等の連絡会議へ参加することより、国・県の再犯防止施策を市の施策に随時反映させる等、これまで以上に積極的な再犯防止の取組を推進します。

全部署

松山保護観察所等との連携

松山保護観察所が中心となって開催する、特別調整に関する連絡協議会に出席し、刑事司法関係機関等との連携を強化します。

また、松山保護観察所が主催する地域連絡協議会が中予地域で開催される場合には同協議会へ参加し、保健所や医療機関等の関係機関との情報交換や研究協議を通じて、精神疾患等を抱える人への関わり方を身に付けるなど、職員の資質向上等を推進します。

社会福祉課

矯正施設所在自治体会議への参画

矯正施設が所在する市町村が構成員となってネットワークを形成し、積極的に地域における再犯防止施策等を推進して、情報交換、調査研究等を行うために設立された「矯正施設所在自治体会議（会員数：102団体（R6.11.25時点））」に参画し、総会や中国・四国地域部会等を通じて、他の矯正施設所在自治体との情報交換を積極的に行い、再犯防止を推進するための連携を強化します。

社会福祉課

松山刑務所との連携

① 受刑者の処遇や社会復帰支援指導等への関わり

刑事施設視察委員会委員である本市職員が、刑務所職員や収容されている人から状況聴取するなど、松山刑務所と連携して犯罪をした者等の処遇や職業訓練内容等の社会復帰への支援について関わり、意見を述べます。

また、市立図書館で保存期間を経過した本や除籍した本の松山刑務所への譲渡など、受刑者の処遇支援を継続していきます。

社会福祉課
生涯学習課

② 矯正展への協力、参加

例年秋に開催される松山刑務所の矯正展において、教育機関等への周知や資機材の提供をし、本市からの出展の拡充などの支援を進め、矯正施設等に対する地域住民の更なる理解促進を図ります。

地域活力創
出課
学校教育課
生涯学習課

③ 受刑者の社会貢献作業等の機会の提供

社会貢献作業等を実施することに協力するための協定を松山刑務所と締結し、受刑者が市管理の公園等の環境保全や市内小中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の備品の修繕等を通じ、社会の役に立つための自己肯定感を高める取組を支援します。

社会福祉課

④ 刑務所の地域貢献の支援

松山刑務所と協定を締結している一般避難所及び福祉避難所について、災害用備蓄物資の収容や避難所設置訓練等により、避難所機能を充実させるとともに、住民への周知を進めて矯正施設のイメージアップを推進します。

危機管理課
社会福祉課

⑤ 高齢や障がいのある受刑者等への支援

地域生活定着支援センターの要請に応じ、出所後に住居がない高齢又は障がいのある受刑者が、円滑に福祉的支援を受けて安定した生活を送れるよう、施設収容中から介護保険や障害福祉サービス等の手続を行う「特別調整」を支援します。

また、出所者のうち、一般就労と福祉的支援の狭間にある人に対する農業分野での就労や、農業・福祉関係者との関係づくりなどを行う「農福連携等」についての松山刑務所の取組に協力します。

社会福祉課
長寿介護課
農林振興課

松山刑務所との連携

⑥ 人的交流の促進

松山刑務所の受刑者に対して、住民登録やマイナンバー制度等の案内などの社会復帰支援指導や、運動指導等の支援を行う一方、松山刑務所が開催する受刑者の運動会や、矯正処遇に係る研究授業へ参加し、刑務所職員から再犯防止のための諸施策を学ぶなど、お互いの強みを活かしながら連携を図ります。

また、松山刑務所の各種専門官等を研修会等の講師として招くなど、相互の人的な流れを強め、職員や地域への再犯防止意識の向上に努めます。

⑦ 松山刑務所と協働での地域活性化

ふるさと納税返礼品として、松山刑務所の受刑者が刑務作業として製作した木製ベンチや可動式収納棚を登録している。

松山刑務所の刑務作業製品がふるさと納税返礼品として選択されることで、地域経済の活性化並びに全国の寄附者に松山刑務所の刑務作業製品を手にとっていただける機会となるため、更に他の制作物の取扱いができるよう協議します。

その他、松山刑務所の刑務作業製品を市役所等で展示するなど、より身近な場所で市民が刑務作業製品を見ることができるよう機会を設けられるよう検討します。

また、松山刑務所による地域活性化のためのエプロン製作に係る市イメージキャラクター「いのとん」使用許諾等の協力など、地域住民に対する矯正施設への理解促進を図り、犯罪をした者等が地域へ受入れられる土壌作りを推進します。

社会福祉課
長寿介護課
市民課

総務課
社会福祉課
地域活力創
出課

(2) 就労・住居の確保

① 就労の確保

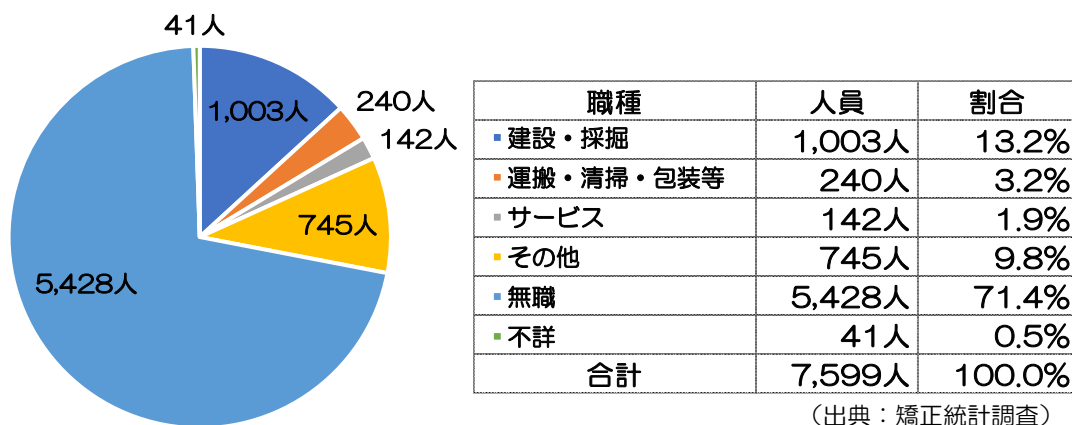
◆現状と課題◆

国の統計によると、刑務所に再び入所した人のうち7割以上が無職であり、不安定な就労が再犯の要因となっています。

そのため、国は、法務省と厚生労働省の協働による刑務所出所者等総合的就労支援対策の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入等に取り組み、その結果、矯正施設在所中から支援を受けて就職した者の数や犯罪をした者等を実際に雇用している協力雇用主の数が第一次再犯防止推進計画策定前に比べて増加するなど、着実に成果を上げています。

しかしながら、依然として、保護観察終了時に無職である者は少なくないこと、雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう者が少なくないこと、協力雇用主数は増加しているものの、実際に雇用している協力雇用主数や雇用されている出所者数は減少しているなどの課題があり、就職及び職場定着に向けた支援を更に強化していく必要があります。

再入受刑者の再犯時職業【R5】



◆県の主な取組◆

- 県立産業技術専門校において、就職のために必要な技能と知識の習得に向けた職業訓練を実施します。また、一定の要件を満たす障がい者である訓練受講者に対して、訓練手当を支給します。
- 県や市が実施している生活困窮者自立相談支援窓口等の周知に努めるほか、関係機関と協力して、個々の特性や実情に応じた就労ができるよう、各種就労支援事業へのコーディネートを行い、就労後は職場定着や生活安定に向けて双方へのフォローアップ等を行い、立ち直りを支援します。

- 松山保護観察所や特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構と連携し、県内事業者等に対し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。また、公共調達において、その公正な運用や成果物の品質確保等に留意しながら、協力雇用主の受注機会の増大を図るなど、協力雇用主の社会的評価の向上に努めます。
- 協力雇用主を始め、事業者に対して犯罪をした者等の職業体験や雇用など、更生保護活動への支援を促します。また、協力雇用主による雇用が円滑に実施されるよう、関係機関と連携して研修会を開催します。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所や就労継続支援B型事業所等の利用による福祉的就労につなげていきます。
- 生活困窮者の就労準備支援事業等において、基本的なコミュニケーション能力の形成や就労の形成や就労体験、ビジネスマナーの講習など、一般就労に向けた技法や知識の習得を支援します。

市の取組

生活困窮者への支援

失業や就職活動の行き詰まり等の事情で困窮状態に陥っている人に対し、東温市社会福祉協議会において、自立に関する相談支援や就労等に関する支援プランの作成、生活状況の立て直しやハローワークへの同行、就労のための手続き補助等を行い、「自立の促進」を図ります。

また、必要に応じて生活保護制度の活用等、生活を安定させるための重層的なセーフティネットを推進します。

社会福祉課

協力雇用主の確保等

市が関わるセミナー・説明会・研修等において、松山保護観察所等と協力し、国が実施する協力雇用主制度やコレワーク四国（高松矯正管区矯正就労支援情報センター室）等について、周知を図ります。

また、公共調達において、協力雇用主の受注機会の増大を図る方法や入札参加資格審査及び総合評価落方式による競争入札における優遇措置など、県や県内市町の動向を注視しつつ検討します。

財政課
社会福祉課

高齢者への就労支援

シルバー人材センターにおいて、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かしながら、地域に密着した臨時的・短期的または軽易な仕事を提供し、生きがいの充実と将来にわたり活躍し続ける生涯現役社会を推進します。

また、東温市社会福祉協議会において、自立に関する相談支援や就労等に関する支援プランの作成、生活状況の立て直しやハローワークへの同行、就労のための手続き補助等を行い、「自立の促進」を図ります。

長寿介護課
社会福祉課

障がい者への就労支援及び社会参加の促進

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスにより、就労を希望する人が、就労の機会やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を受けられること、また、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により課題が生じている人へは、企業・居宅等への訪問等により解決に向けた必要な支援を行うなど、障がいのある人の地域での活動や社会参加を促進します。

社会福祉課

雇用対策支援事業

毎週更新されるハローワークからの求人情報を把握し、市ホームページや窓口で周知します。

また、市内高等学校等で中小企業交流シンポジウムを開催するとともに、市内中小零細企業に関する就職応援冊子を、市内での就労を希望する人に対して配布し、市内中小零細企業の紹介や魅力などの情報を提供し、雇用の創出を図ります。

地域活力創
出課

障がい者施設の受注機会拡充

市有地9箇所において、年3回程度の草刈等の軽作業を市内障がい者施設（就労継続支援B型）へ発注するなど、障がい者の自立した生活を確保できるよう、障がい者施設への作業委託を推進します。

財政課

ひとり親家庭に対する就労支援

ひとり親家庭の親が、雇用保険制度の教育訓練給付で国が指定する経理や医療事務などの講座を受講する場合の費用の一部を助成したり、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士又は作業療法士等の専門的な資格取得のため、1年以上の養成機関に通う場合の生活費相当額の支給など、ひとり親家庭の生活安定のための支援を推進します。

また、市で雇用している母子父子自立支援員が、ひとり親家庭の父母の状況や希望等に応じた自立支援計画書を策定し、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、継続的な自立・就労支援を行います。

社会福祉課

出所者等への就労支援

松山刑務所を含む矯正施設等が取り組む「農福連携等」について、出所者等のうち、一般就労と福祉的支援の狭間にある人に対する農業分野での就労支援や該当施設での受入れ、農業・福祉関係者との関係づくり、また、一般就労としての就農について、農業及び行政機関等との関係づくりや、情報提供等に協力するよう努めます。

農林振興課

② 住居の確保

◆現状と課題◆

適当な帰住先が確保されていない刑務所出所者等の2年以内再入率が、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから明らかに、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の一つと言えます。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実強化、更生保護施設の受入れ機能の強化や自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組や更生保護施設や自立準備ホームを退所した後の地域における生活基盤の確保のため、居住支援法人との連携方策についての検討を進めてきました。

これらの取組により、刑務所出所時に帰住先がない者の割合は、平成30年に17.2%でしたが、令和4年は15.6%となり、ここ数年は減少傾向にあります。

しかしながら、これらの更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、更生保護施設等を退所した後は、地域に生活基盤を確保する必要があること、また、犯罪をした者等の中には、身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかったりすること等により、適切な定住先を確保できないまま、再犯等に至る人も存在します。

刑務所出所時に帰住先がない者の数及び割合

年 次	刑務所出所者総数	帰住先がない者
平成30年	21,060	3,628 (17.2)
令和元年	19,993	3,380 (16.9)
2	18,931	3,266 (17.3)
3	17,809	2,844 (16.0)
4	17,142	2,678 (15.6)

(出典：令和5年版再犯防止推進白書)

◆県の主な取組◆

- 生活困窮者自立支援制度により、一定の要件のもとで、家賃相当の住居確保給付金の支給を行うほか、住居を持たない者に対しては市町と連携し、一時生活支援事業により、県下全域を対象として一定期間の宿泊場所や衣食の提供を行います。また、必要に応じて、生活保護制度の住宅扶助を活用します。
- 愛媛県居住支援協議会と連携し、住宅セーフティネット法第2条第1項に規定する保護観察対象者等を含めた住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及を促進します。また、当該登録情報を県民に広く提供するとともに、住宅相談や家賃債務保証等を行う居住支援法人の登録を増やし、安定した住居の確保につなげます。
- 松山保護観察所など関係機関と連携しながら、県営住宅への支援対象者の優先入居について検討します。
- 自立準備ホーム制度について、県のホームページに掲載するなど必要な情報発信を行い、制度の周知や登録数の増加につなげるよう協力します。

市の取組

東温市居住支援協議会

NPO法人と連携して設置した東温市居住支援協議会では、高齢者、障がい者、子育て世帯、保護観察対象者等（住宅確保要配慮者）、住宅の確保に特に配慮を要する人に対する民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び入居後の支援のほか、セーフティネット住宅の紹介や情報提供等を行い、住宅確保要配慮者等の地域での安定した生活を推進します。

また、愛媛県居住支援協議会への参画により、県内地方公共団体のほか、不動産団体や居住支援団体と広く連携し、住宅の確保について取り組みます。

都市整備課

市営住宅

住宅に困窮しており、同居家族がいることや低所得であることなど、一定の要件に該当する人に対し、住宅を低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進を図ります。

都市整備課

住宅確保給付金

主たる生計維持者が収入の減少、離職・廃業により、住まいを失ったまたは失うおそれが生じている場合に、原則3か月（最大9か月）家賃相当額（上限あり）を支給し、就労機会の確保に向けた支援を行います。

また、家賃の低廉な住宅へ転居する場合も転居の初期費用を支給し、家計改善の支援を行います。

社会福祉課

空き家の利活用

空き家所有者に対する「空き家バンク」への登録の働きかけや、多様化・複雑化・高度化する空き家問題へ対応するため、空き家相談窓口「東温市アキカツカウOUNTER」を開設し、空き家に関する相談支援体制の充実を図ります。

地域活力創
出課
都市整備課

居住生活困難者の施設入所

環境上及び経済上の理由により、居宅において日常生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。

長寿介護課

障がい者の居住支援

共同生活を営む住居（グループホーム）において、日常生活上の介護や援助を行うなど、障がいを持つ人が安心して地域で生活できるよう、支援します。

社会福祉課

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進

① 高齢者又は障がいのある人への支援

◆現状と課題◆

高齢者（65歳以上）の出所後、2年以内の再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障がいのある受刑者については、一般に再犯に至るまでの期間が短いことなどが明らかとなっています。

国においては、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者がいることを踏まえ、矯正施設在所中の段階から、福祉的支援についての理解の促進や動機付けを図り、矯正施設出所後に必要な福祉サービス等を受けられるよう、矯正施設、更生保護官署、更生保護施設、地域生活定着支援センター及びその他の保健医療・福祉関係機関が連携して特別調整等を実施してきました。

また、起訴猶予者等に対するいわゆる入口支援についても、高齢又は障がいにより福祉的支援を必要とする被疑者・被告人に対し、検察庁、保護観察所、地域生活定着支援センター等が連携して支援を実施する新たな取組を開始しました。

しかしながら、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があること、支援の充実に向け、刑事司法関係機関、地域生活定着支援センター、地方公共団体、地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携強化を図る必要があることなどの課題があります。

◆県の主な取組◆

- 県地域生活定着支援センターにおいて、福祉的支援を必要とし、かつ帰住先が確保されていない刑務所出所予定者等が、円滑に地域の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設等との連携推進を図りながら、取組の充実強化を図ります。
- 高齢者や障がいのある人が、刑務所出所等に向け、福祉サービス利用のための要介護認定や障害支援区分の認定、障がい者手帳取得の手続等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。

市の取組

民生委員・児童委員による地域福祉の推進

民生委員は、地域において、常に住民の立場に立ち、様々な事情を抱える地域からの相談を受けるとともに、配慮が必要な世帯への訪問や地域サロン運営の支援等、地域福祉の推進に係る活動をしています。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等の必要な援助を行う児童委員を兼ねています。

これらの活動を支援するため、活動費の助成や資質向上のための研修や会議の場を提供します。

社会福祉課

高齢者に対する包括的支援

① 地域包括支援センターによる支援

保健師、社会福祉士及び介護支援専門員などの専門資格者による、高齢者のための総合相談支援や権利擁護、地域の介護支援専門員をサポートするための包括的・継続的ケアマネジメント支援、要介護状態になり得る高齢者を対象とした介護予防ケアマネジメントなどの事業を実施し、高齢者や家族に対して包括的なケアを実施します。

また、市内に事業所を有する社会福祉法人等の協力を得て、5事業所内にランチ（住民に身近な受付窓口）を設置し、在宅介護、福祉サービス等の電話、面接、訪問相談を行い、要介護者が適切な介護サービスを受けることができるよう、支援を行います。

② 生活支援体制整備

多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加による介護予防の推進を一体的に図るため、「生活支援コーディネーター」や「協議体」の設置を通じて、高齢者も支援の担い手となるようなサービスの開発・創出に取り組みます。

長寿介護課

長寿介護課

高齢者に対する包括的支援

③ 認知症ケア体制の整備等

認知症の人やその家族に対して早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の設置や、認知症の全ての時期を通じて必要な医療、介護及び生活支援が提供されるよう、「認知症地域支援推進員」を配置するとともに、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成することで、地域の人々が認知症になっても安心して住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域における支援体制の構築とケア向上を推進します。

また、認知症などにより、成年後見人制度を利用する場合の費用負担が困難な高齢者を対象に、審判請求費用や後見人報酬の助成を行います。

長寿介護課

④ 地域ケア会議の推進

医療、介護等に携わる人をはじめとする多様な関係者が、個別事例に対する支援を検討し、それぞれの課題の解決を図るとともに、地域ケア会議を積極的に開催することにより、介護支援専門員の自立支援に関する実践能力の向上を推進します。

また、個別事例検討の蓄積や日常業務を通じて把握した地域課題を関係機関と地域が共有し、高齢者だけでなく、助けが必要な人に対して身近な人たちが支え合う地域づくりへの取組を検討します。

長寿介護課

地域における悩みに関する相談事業

生活の多様化による様々な心配ごとの相談窓口として「心配ごと相談」、仕事や家計、住居のことなど、生活全般に関する相談窓口としての「くらしの相談支援室」を設け、地域における孤立など、悩みに寄添い、地域福祉の向上を推進します。

社会福祉課

障がい者に対する包括的支援

① 相談支援

障がい者に関する相談支援の中核的な役割を担う東温市基幹相談支援センターにおいて、障がい者等からの様々な相談に応じており、各種情報の提供、障がい福祉サービス等の利用援助や社会資源を活用するための支援、権利擁護のための必要な援助などの実施により、障がいのある人の地域での安定した生活を支援します。

社会福祉課

② 地域自立支援協議会

東温市地域自立支援協議会において、保健・医療・福祉・教育・就労等各種サービスに係る分野の関係機関と連携したネットワークを構築し、地域の障がい者が安心して生活できるよう支援します。

社会福祉課

また、専門部会による課題検討等を通じて、障がい者の地域生活の支援を推進します。

③ 精神通院医療費の助成

様々な事情で精神に疾患を抱えた人が必要な治療を継続して受けられるよう、通院に要した医療費の自己負担額の一部を助成します。

社会福祉課

精神障がい団体及び支援団体への支援

精神障がい者の住みよい社会環境づくりの実現をめざして活動している「精神障がい者地域家族会」や、精神障がい者の社会参加を支援するボランティアグループの活動を支援し、社会復帰や社会参加を促進します。

社会福祉課

ゲートキーパー養成等の推進

地域で様々な悩みを抱える人たちに対し、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなぎ、見守る人（ゲートキーパー）の養成に取り組み、地域で孤立する人に対する支援を推進します。

また、こころの健康講座を積極的に開催し、住民一人ひとりがこころの健康問題の重要性を認識し、自分や身近な人の不調に早く気づき対処できるよう、正しい知識の普及を図ります。

健康推進課

高齢者への就労支援（再掲）

シルバー人材センターでは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、高齢者が長年培ってきた経験や知識・技能を活かしながら、地域に密着した臨時的・短期的または軽易な仕事を提供し、生きがいの充実と将来にわたり活躍し続ける生涯現役社会を推進します。

長寿介護課

居住生活困難者の施設入所（再掲）

環境上及び経済上の理由により、居宅において日常生活を営むことが困難な65歳以上の高齢者に対し、養護老人ホーム等への入所措置を行います。

長寿介護課

② 薬物依存を有する者等への支援

◆現状と課題◆

令和5年の再入受刑者のうち、覚醒剤取締法違反（26.2%）は、窃盗（42.7%）の次に多い状況です。

薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合があるため、国においては、矯正施設や保護観察所における専門的プログラムの実施といった改善更生に向けた指導を充実させるとともに、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症からの回復に向けて、地域社会の保健医療機関等につなげるための支援を進めてきました。

また、薬物依存の問題を抱える者が地域で相談や治療を受けられるようにするための相談拠点・専門医療機関の拡充、医療従事者等の育成等を進めてきたほか、これまで支援が届きにくかった保護観察の付かない全部執行猶予判決を受けた者等を含む薬物依存の問題を抱える者に対し、麻薬取締部による専門的プログラムを実施してきました。

しかしながら、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関は、いまだ十分とはいえない状況にあることや、大麻事犯の検挙人員が8年連続で増加し、その約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しているなど課題があります。

◆県の主な取組◆

- 薬物依存症に関する相談窓口や治療可能な医療機関等について関係機関を通じて周知し、薬物依存症者が適切な支援を受けられるよう努めます。
- 専門職員による薬物乱用防止教室の開催等を通じた普及・啓発に努めます。
- 薬物依存症の当事者が、その居住する地域にかかわらず、適切な医療を受けられるよう、専門医療機関及び治療拠点機関の選定に努めるなど、医療の提供体制を整備し、関係機関とのネットワーク化を図ります。
- 心と体の健康センター、保健所及び矯正施設等の関係機関との連絡調整を強化し、刑事司法手続を終了する薬物依存症者への継続的な地域での支援について検討します。
- 地域において、相談から治療、回復支援に関係する機関の情報共有と連携の促進を図り、薬物依存症を有している者とその家族が、適切な支援を受けることができる体制を構築します。
- 自助グループを含む民間支援団体との連携を推進し、その活動を支援します。

市の取組

薬物乱用防止のための取組

野生のけしの花に関する保健所への通報や除去作業を実施し、不正大麻使用を予防します。

愛媛県薬物乱用防止指導員協議会への指導委員の推薦や当該委員と連携し、健康フォーラムや文化祭等の市内行事での啓発活動確保等の協力や「愛媛県不正大麻・けし撲滅運動」及び「愛媛県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」に合わせて大麻・けしに関する正しい知識を広報やHPに掲載する等、薬物乱用防止のための各種啓発活動を推進します。

健康推進課

精神保健に係る相談対応

本人又は家族、その他地域の人たちからの相談を受け、警察、消防、保健所、医療機関等と連携して、精神保健に係る支援の必要な人の把握や見守りをはじめ、訪問指導、精神科の医師が相談に応じる「こころの健康相談」等により状態の軽減を図り、社会復帰へのコーディネートを実施します。

健康推進課

地域支援連絡協議会への参画

松山保護観察所が主催する薬物依存のある刑務所出所者等に係る「地域支援連絡協議会」に参画し、薬物事犯者に対する効果的な支援策の推進に協力します。

健康推進課

(4) 非行の防止及び学校等と連携した

修学支援の実施等

◆現状と課題◆

全国の高等学校進学率は98.8%であり、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にあるが、その一方で、入所受刑者の33.8%は高等学校に進学しておらず、23.8%は高等学校を中退しています。また、少年院入院者の24.4%は中学校卒業後に高等学校に進学しておらず、中学校卒業後に進学した者のうち56.9%は高等学校を中退しています。

国においては、高等学校の中退防止、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない人及び高等学校等を中退する人に対する就労等支援、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、ＢＢＳ会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

しかしながら、少年院出院時に復学・進学を希望している者のうち、約7割は復学・進学が決定しないまま少年院を出院しているなどの課題があります。

また、非行が修学からの離脱を助長し、又は復学を妨げる要因となっているとの指摘があることも踏まえ、非行防止に向けた取組を強化していく必要があります。

◆県の主な取組◆

- スクールカウンセラーやハートなんでも相談員を小・中学校へ配置し、非行等の未然防止や早期発見を行います。また、スクールライフアドバイザーを県立高等学校等に配置し、生徒や保護者、教員に対する相談活動を充実させます。
- 児童生徒全般に関する相談窓口による相談や、24 時間体制でいじめや不登校等の相談に応じる電話やSNSを活用した相談体制の構築など、解決が困難な問題や重大な事件に遭遇した児童生徒等の心のケアを行う体制を整備します。
- 警察職員やスクールサポーターを講師派遣し、非行防止教室を開催します。
- 非行少年について、児童相談所や少年サポートセンター等において、再非行の防止の観点を含めた非行の未然防止のための相談・支援ができるよう、松山法務少年支援センター（松山少年鑑別所）等との連携を図りながら、関係職員や地域の青少年健全育成に関わっている民間協力者等の知識、対応力の向上に努めます。

- 高等学校等を中退した人が再び高等学校等で学び直す場合、支給要件に基づき、授業料の支援を行います。
- 生活困窮者自立支援制度の若者学習サポート事業により、高等学校進学前後の生徒等への学習支援や居場所づくりを支援します。
- 少年院在院中又は出院後に復学する者等について、矯正施設、保護観察所と学校関係者との連携を密にし、ケース検討会を実施するなど、円滑な学びの継続を図ります。

市の取組

補導活動の実施

地域からの推薦や小中学校の教員等で構成する補導委員により、警察機関と連携し、年間を通して補導活動を行い、非行少年の早期発見に努めるとともに、不良図書回収などの環境浄化活動を実施します。

学校教育課

青少年関係団体による健全育成の推進

市内の教育機関、警察機関、民生児童委員、保護司、その他地域の代表で構成する少年健全育成推進協議会や青少年問題等協議会において、いじめ、不登校、非行防止、交通安全等について協議を図り、青少年の地域における健全育成を推進します。

また、青少年団体「日本ボーイスカウト東温第1団」の活動に対して補助金を交付し、民間団体による青少年の健全育成の促進を図ります。

学校教育課
生涯学習課

適応指導教室

学校に行きたくても行くことができない児童生徒を対象に、基本的な生活習慣の改善や自立心・協調性を育て、社会的に自立することを目指し、教育相談や学習支援等の直接支援を行い、また、不登校に関する教育相談を保護者に対して行います。

学校教育課

学校、教育や家庭に関する相談体制の整備

① スクールカウンセラー等

児童生徒へのカウンセリングや保護者、教職員等への助言・援助を行い、学校での教育相談体制の充実と心理面でのサポートを図るため、スクールカウンセラー等を配置し、事業を実施します。

学校教育課

② スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの問題行動等に対応するため、児童生徒や保護者等の相談に応じ、福祉関係機関とのネットワークを活用して支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、事業を実施します。

学校教育課

③ ハートなんでも相談員

児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行い、問題行動等、不登校等の未然防止並びに早期発見、早期解決に資するため、ハートなんでも相談員を配置し、事業を実施します。

学校教育課

④ 教育相談

学校への相談が不安な場合や、相談できる時間が限られる場合などに対応するため、中央公民館に相談員を配置し、いじめや非行等を含む教育に関するあらゆる相談を24時間体制で受け付け、県、警察機関、子育て相談窓口等の関係機関と連携して問題解決を図ります。

学校教育課

家庭児童相談員による子育て相談

家庭児童相談員等を子育て相談室に配置し、子育ての悩みや子どもの成長・発達についてなど、様々な相談を受け付けます。

保育幼稚園課

また、見守りが必要な家庭には定期的に訪問を行い、関係機関と情報を共有して支援に当たります。

要保護児童対策地域協議会

虐待を始めとする要保護児童の早期発見及び迅速かつ適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、東温市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との連携を図っていきます。

保育幼稚園課

子どもの居場所づくりの推進

放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室、土曜教育活動において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。

保育幼稚園課
生涯学習課

ひとり親家庭等の子どもへの学習支援

ひとり親家庭等（ひとり親家庭及び低所得子育て世帯等）の子どもに対し、学習習慣の定着等を図るため、学生や社会人等のボランティアによる学習支援を行います。

ひとり親家庭等の子どもは、親との離別や貧困等により、精神面や経済面で不安な状況におかれている場合が多いことから、子どものよき理解者として学習支援を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活の向上を図ります。

社会福祉課

(5) 犯罪をした者等の特性に応じた

効果的な支援の実施

◆現状と課題◆

再犯の防止等のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要であることから、国においては、刑事施設における受刑者用一般リスクアセスメントツール（Gツール）や保護観察所におけるアセスメントツール（CFP）を開発するなど、アセスメント機能の強化を進めるとともに、各種プログラム等の罪種・類型別の専門的指導の充実を図ってきました。

また、特定少年を含む少年に対して、早期の段階から非行の防止に向けた取組を行っていくことが有益であることから、関係府省間で「特定少年等に係る非行対策」を申し合わせ、早期の段階から、学校、刑事司法関係機関、地域の関係機関等が連携して非行の未然防止に取り組んでいく体制を強化し、必要な対策を進めてきました。

しかしながら、矯正施設及び保護観察所におけるアセスメント内容等の関係機関への有機的な引継ぎが必ずしも十分とはいえないこと、刑事司法手続を離れた者が地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制が十分に整っているとはいえないことなどの課題もあり、これらの課題に対応した取組を進める必要があります。

また、「刑法等の一部を改正する法律」が成立し、今後、受刑者に対し、改善更生のために必要な作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇が可能となることなどを受け、犯罪被害者等の視点も取り入れながら、個々の対象者の特性に応じた指導等を一層充実させていく必要があります。

◆県の主な取組◆

- 児童自立支援施設等送致の保護処分を受けた少年に対し、特性に応じて松山法務少年支援センター等の関係機関と協働し、少年自らの行動改善に向けた気づきを促す支援を行います。
- 子どもに対する暴力的性犯罪者等について、所在確認、面談等を実施するなど、再犯防止に向けた措置の充実に努めます。
- ストーカー加害者に対する適切な措置やカウンセリング等への受診の働きかけを行います。

市の取組

配偶者等からの暴力に関する支援

配偶者や恋人などの親密な関係にあった相手からの身体的、精神的、性的、経済的暴力による被害を受けている人の相談を受け、警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携しながら一時避難先としてのシェルターや行き場のない母子が生活を安定させることを目的とした母子生活支援センター等へつなぎ、加害者から離れて安心して生活できるよう支援を行います。

社会福祉課

児童虐待の早期発見・未然防止の推進

家族や親族等関係者からの相談や地域の人からの情報提供により、児童虐待の早期発見に努めており、児童虐待の疑いがあるとの通報を受けた場合は、48時間以内に訪問等を実施し、状況確認を迅速に行います。

また、児童相談所等の関係機関とも連携し、虐待があった家庭や虐待の恐れがある家庭には、繰り返し面談や家庭訪問を行い、事態が悪化することのないよう努め、子どもの安全で安心な生活を守ります。

保育幼稚園課

人権教育・啓発の推進

学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を断続的かつ効果的に推進することで、市民一人ひとりが人権に対して正しく理解し、様々な事情を抱える他人を思いやることのできる豊かな人権感覚を育むとともに、人権意識の普及・高揚を図り、差別のない社会の実現を目指します。

また、市内の人権団体や人権擁護機関など関係機関との連携のもと、人権講座等の研修や人権相談の充実、人権の花運動等の人権教育に係る事業を推進します。

社会福祉課

国機関等と連携した支援

松山保護観察所が実施している地域援助（保護観察終了または刑務所等から出所した後、地域の中で困っている人やその家族、関係機関の支援者からの相談に応じ、必要な支援を行うこと）に対し、松山保護観察所と連携しながら支援します。

また、地域における犯罪や非行の問題に関して、松山法務少年支援センターなどと情報共有等を行い、それらの問題を抱える人の支援を図ります。

社会福祉課

SOSの出し方に関する教育

児童生徒が、不安やなやみへの対処方法等について理解し、危機的な状況に対応するために適切な援助希求行動（信頼できる大人にSOSを出すこと）及び周囲に心の危機に陥っている友人等がいた場合の対応（SOSの受け止め方）ができるよう、各教科等の授業の一環として、「SOSの出し方に関する教育」を実施します。

健康推進課

青少年関係団体による健全育成の推進（再掲）

市内の教育機関、警察機関、民生児童委員、保護司、その他地域の代表で構成する少年健全育成推進協議会や青少年問題等協議会において、いじめ、不登校、非行防止、交通安全等について協議を図り、青少年の地域における健全育成を推進します。

また、青少年団体「日本ボーイスカウト東温第1団」の活動に対して補助金を交付し、民間団体による青少年の健全育成の促進を図ります。

学校教育課
生涯学習課

子どもの居場所づくりの推進（再掲）

放課後児童クラブ、児童館、子育て支援センター、放課後子ども教室、土曜教育活動において、適切な遊びや活動を通じて子どもの居場所づくりを推進します。

また、子どもたちの見守りや一人で遊んでいるなどの気になる子どもへの声掛けのほか、保護者からの相談に応じて必要な支援や助言を行います。

保育幼稚園課
生涯学習課

(6) 民間協力者の活動の促進、 広報・啓発活動の推進

◆現状と課題◆

再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、ＢＢＳ会等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられており、再犯の防止等に関する施策を推進する上で、欠くことのできない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていることや、高齢化により、活動に伴う不安や負担が大きいことから担い手の確保が課題となっています。

また、再犯の防止に関する施策は、住民にとって必ずしも身近でないことから、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」が十分に認知されていないなど、関心と理解を深める必要があります。

◆県の主な取組◆

- 保護司の人材確保を支援するため、松山保護観察所と連携し、県職員の退職者説明会等においてパンフレットを配布するなどの取組を行います。
- 県更生保護女性連盟の活動に対し助成を行います。
- 功績のあった少年補導委員や保護司に対して知事感謝状を贈呈します。
- ７月の「社会を明るくする運動」強調月間・再犯防止啓発月間において「青少年の非行・被害防止全国強調月間」との連携も検討しながら、県の広報媒体等を活用した広報・啓発に取り組みます。また、再犯防止について、県民における理解を図り、犯罪や非行のない明るい社会づくりを推進していくため、市町と連携し、広報・意識啓発に取り組みます。
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、犯罪被害者の心情を考慮しつつ、人権啓発イベント等において啓発を行います。
- 市町の再犯防止担当者への研修会や、支援関係機関等も含めた地方局単位の地域別会議等を実施し、再犯防止の理解や取組促進に向けた研修を実施します。

市の取組

社会を明るくする運動等の推進

犯罪や非行を防止し社会への立ち直りを地域で支援する「社会を明るくする運動」を、保護司、更生保護女性会、教育関係団体、社会福祉団体、地域団体と連携しながら推進し、強調月間（7月）における街頭での普及啓発活動、学校と連携した児童生徒への啓発、大会の開催、市広報誌や市ホームページを通じた周知等を実施することで、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目指します。

また、同じく7月に実施される再犯防止啓発月間についても、市ホームページへの掲載や社会を明るくする運動における街頭啓発活動の際に併せて周知するなど、広報

- ・啓発活動に努めます。



更生ペンギンの
ホゴちゃん・サラちゃん

社会福祉課

更生保護団体との連携・支援

松山地区保護司会第8分区（東温市地区）の事務所として、東温市川内支所の一部のフロアを提供するとともに、負担金の支払や身近な公共施設を面接場所として利用できるよう調整するなど、その活動を支援します。

また、東温市有志により構成する更生保護女性会東温支部の活動に対し、補助金を交付し、その活動を支援します。

社会福祉課

再犯防止に関わる機関・団体等との連携強化等

再犯防止に関わる機関・団体等とのネットワークを構築し、連携を強化するとともに、刑事司法機関、就労・住宅支援関係機関、その他福祉関係機関・団体等との相互交流を図り、犯罪をした者等の立ち直りの支援に関して、市内の関係団体等が研修・協議をする機会の確保に努めます。

社会福祉課

更生保護活動の理解促進と人材の確保

松山保護観察所と連携し、保護司等の更生保護ボランティア活動について、市民に広く周知するとともに、保護司の人材確保に関する必要な施策を講ずることに努めます。

社会福祉課

矯正行政への理解等の促進

高松矯正管区が主催する「再犯防止×地方創生」に係る研修会等に参加し、地方自治体と矯正施設の創意工夫による地方創生策や再犯防止活動の促進を図ります。

また、市・各種団体と松山刑務所の交流を深め、刑務所職員の講演や、刑務所内の参観などにより、相互理解を深め、犯罪・非行の防止や再犯防止施策を推進するよう努めます。

社会福祉課

人権教育・啓発の推進（再掲）

学校、地域、家庭、職域その他の日常生活におけるあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動を断続的かつ効果的に推進することで、市民一人ひとりが人権に対して正しく理解し、様々な事情を抱える他者を思いやることのできる豊かな人権感覚を育むとともに、人権意識の普及・高揚を図り、差別のない社会の実現を目指します。

また、市内の人権団体や人権擁護機関など関係機関との連携のもと、人権講座等の研修や人権相談の充実、人権の花運動等の人権教育に係る事業を推進します。

社会福祉課

5 計画の推進について

(1) 計画の推進と普及啓発

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援するとともに、様々な理由で生きづら
い思いをしている人に寄添う安全・安心な地域社会を実現するため、市の取組
を実施する庁内の関係部署を中心に、関係機関や民間協力団体等と十分な連携
を図り、認識を共有することで、再犯防止に係る本計画を推進していきます。

また、取組の実施にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であることから、
市の広報誌やホームページ等を通じて、再犯防止に関する市の基本方針と取組
を広く周知し、計画の普及啓発に努めます。

(2) 計画の進捗管理

本計画に係る各種取組を市全体で共有し、それぞれの事業における担当課が
再犯防止の意識を持って取り組むことが望ましいため、市の再犯防止に関する
取組の進捗状況の把握・評価を必要に応じて行います。

また、社会情勢や国及び県の施策の推移を勘案して、適宜、見直しを図るこ
ととします。

(3) 再犯防止に関する取組等の指標

再犯防止に関する取組等の成果指標を次のとおり設定し、取組の達成状況を
検証します。

成果指標	実績値	目標値（R11）
県内の刑法犯検挙者中の再犯者数※	890 人（R4）	620 人
社会を明るくする運動行事の参加人員	197 人（R6）	250 人

※R4 実績値から毎年5%ずつの減少した数値を目標値とする。

成果指標のほか、次の事項を再犯防止の取組等の参考指標とします。

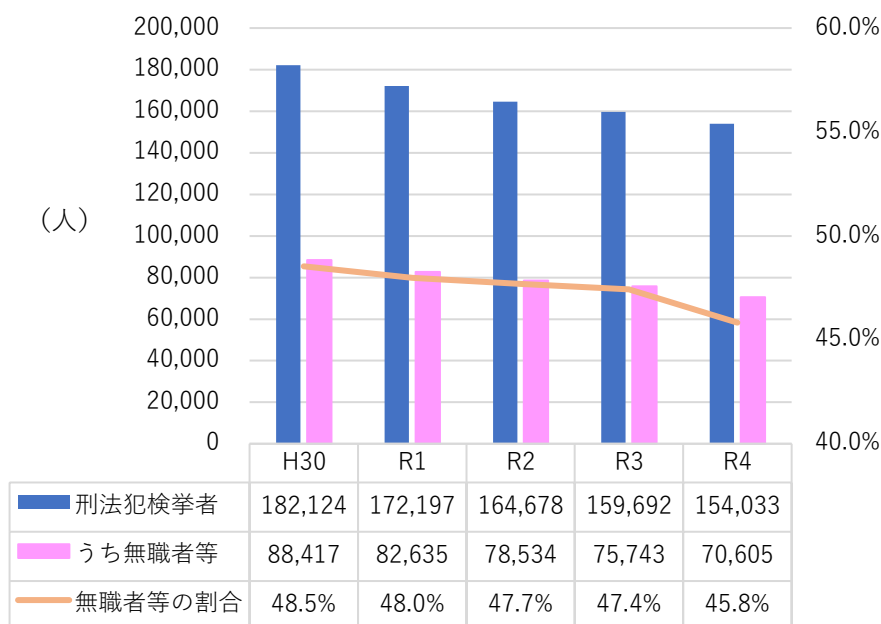
参考指標	実績値
全国の刑法犯検挙者中の再犯者の割合	49.7%（令和 5 年）
松山刑務所矯正展の参加人員	10,679 人（令和 6 年）
市内の協力雇用主数	7 社（令和 6 年 4 月 1 日時点）
保護司数（松山地区保護司会第 8 分区）	12 人（令和 6 年 12 月 1 日時点）

参 考 資 料

刑法犯検挙者及び無職者等の推移

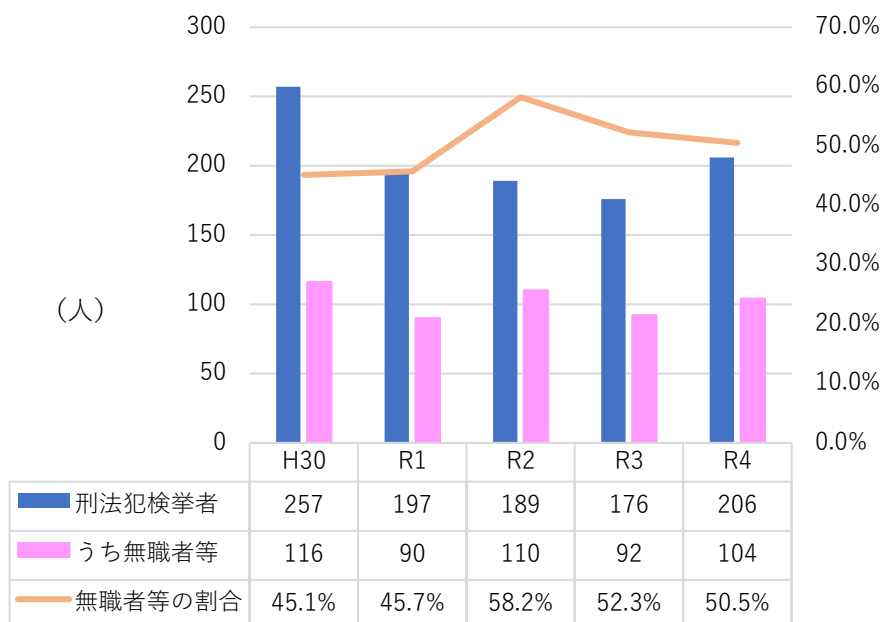
(出典：高松矯正管区犯罪統計データ)

【全国】



刑法犯検挙者数及び無職者等数、無職者等の割合について、すべて減少しています。

【松山南警察署管内】



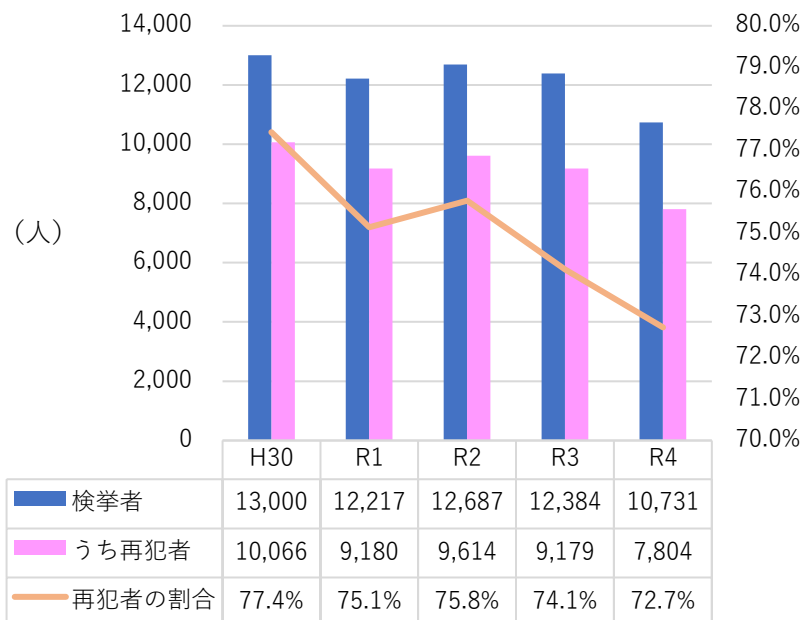
刑法犯検挙者数及び無職者等数は増減があり、無職者等の割合については、令和元年までは全国より低かったものの、令和2年以降は、全国の割合を上回り、50%を超えています。

覚せい剤取締法等※による検挙者及び再犯者の推移

(※覚せい剤取締法、麻薬等取締法、大麻取締法)

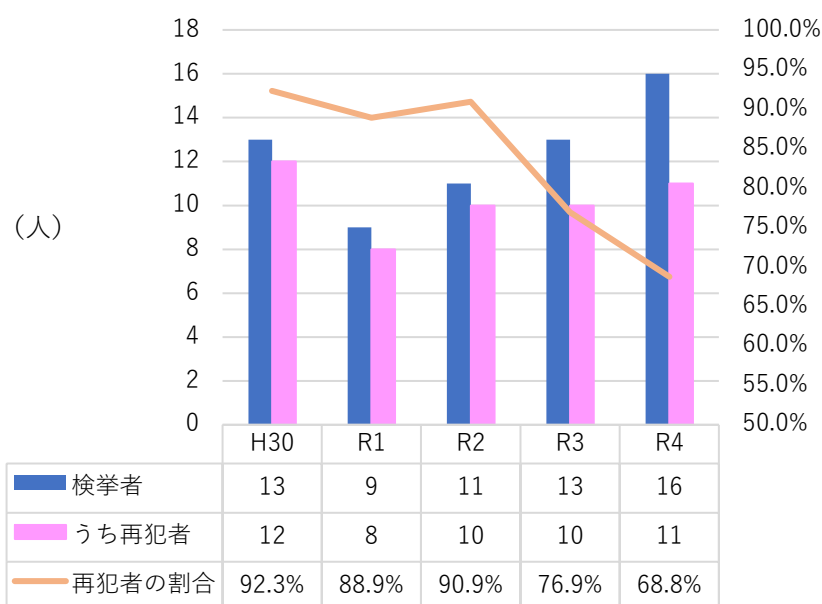
(出典：高松矯正管区犯罪統計データ)

【全国】



検挙者数及び再犯者数、再犯者の割合について、すべて減少傾向にあります。

【松山南警察署管内】

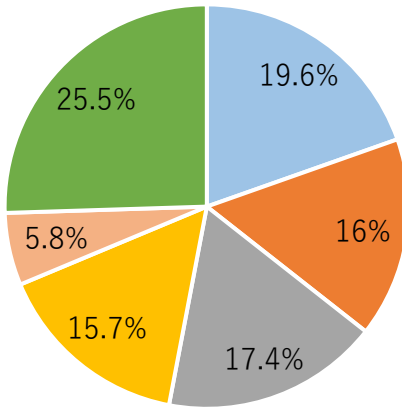


検挙者数及び再犯者数は増減があるもの、再犯者の割合については、令和2年以降は、減少しています。

犯行時の年齢別検挙者の割合（令和4年）

（出典：高松矯正管区犯罪統計データ）

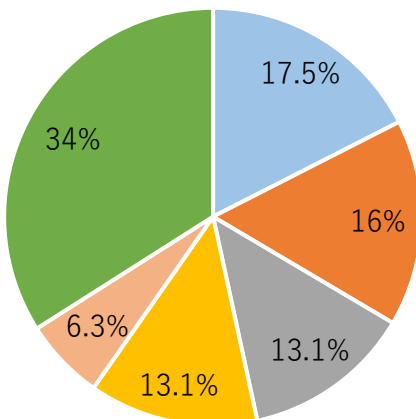
【全国】



年齢	検挙者数	割合
20～29歳	30,265人	19.6%
30～39歳	24,600人	16%
40～49歳	26,826人	17.4%
50～59歳	24,207人	15.7%
60～64歳	8,991人	5.8%
65歳以上	39,144人	25.5%
合計	154,033人	100%

65歳以上の高齢者の割合が1/4を占めている。

【松山南警察署管内】



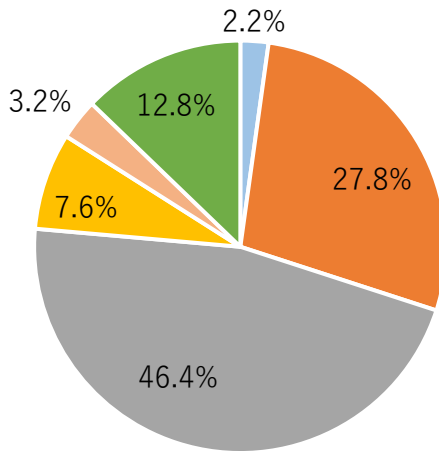
年齢	検挙者数	割合
20～29歳	36人	17.5%
30～39歳	33人	16%
40～49歳	27人	13.1%
50～59歳	27人	13.1%
60～64歳	13人	6.3%
65歳以上	70人	34%
合計	206人	100%

65歳以上の高齢者の割合が1/3を占めている。

罪種別検挙者数及び割合（令和4年）

（出典：高松矯正管区犯罪統計データ）

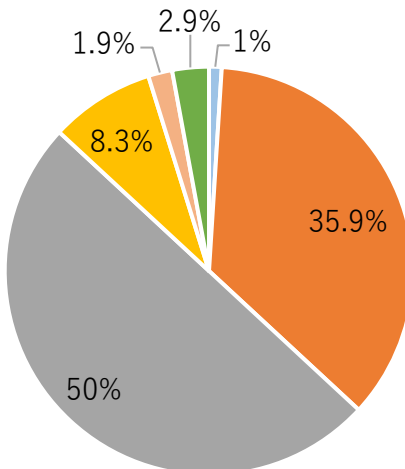
【全国】



罪種	検挙者数	割合
凶悪犯	3,456人	2.2%
粗暴犯	42,802人	27.8%
窃盗犯	71,539人	46.4%
知能犯	11,639人	7.6%
風俗犯	4,931人	3.2%
その他	19,666人	12.8%
合計	154,033人	100%

窃盗犯の割合が半分近くを占めており、粗暴犯と合わせると、全体の約3/4を占めている。

【松山南警察署管内】



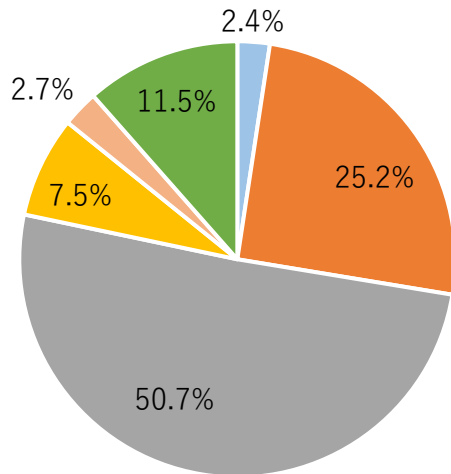
罪種	検挙者数	割合
凶悪犯	2人	1%
粗暴犯	74人	35.9%
窃盗犯	103人	50%
知能犯	17人	8.3%
風俗犯	4人	1.9%
その他	6人	2.9%
合計	206人	100%

窃盗犯の割合が半分を占めており、粗暴犯と合わせると、全体の約85%を占めている。

罪種別再犯者数及び割合（令和４年）

（出典：高松矯正管区犯罪統計データ）

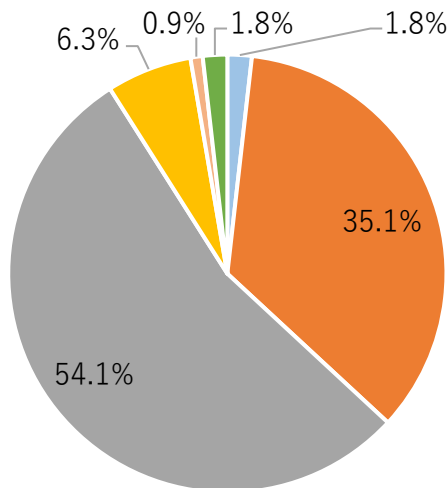
【全国】



罪種	再犯者数	割合
凶悪犯	1,830人	2.4%
粗暴犯	19,179人	25.2%
窃盗犯	38,642人	50.7%
知能犯	5,701人	7.5%
風俗犯	2,046人	2.7%
その他	8,852人	11.5%
合計	76,250人	100%

窃盗犯の割合が半分近くを占めており、粗暴犯と合わせると、全体の3/4を占めている。

【松山南警察署管内】



罪種	再犯者数	割合
凶悪犯	2人	1.8%
粗暴犯	39人	35.1%
窃盗犯	60人	54.1%
知能犯	7人	6.3%
風俗犯	1人	0.9%
その他	2人	1.8%
合計	111人	100%

窃盗犯の割合が半分以上を占めており、粗暴犯と合わせると、全体の約9割近くを占めている。

東温市再犯防止推進計画策定委員会規則

(令和2年10月1日規則第46号)

(趣旨)

第1条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成24年東温市条例第2号）第3条の規定に基づき、東温市再犯防止推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 再犯防止の推進の基本的方針に関すること
- (2) 再犯防止の推進に関する取組内容に関すること
- (3) その他東温市再犯防止推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項に関すること

(組織等)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び団体の代表者等のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 更生保護関係機関及び団体
- (2) 地域団体
- (3) 教育関係団体
- (4) 社会福祉関係団体
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画が策定されるまでとする。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

ただし、委員の委嘱後最初に召集される会議は、市長が召集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東温市再犯防止推進計画策定委員会委員

選 出 団 体 等	役 職
松山地区保護司会第8分区	分区長
松山地区保護司会第8分区 (松山地区更生保護女性会)	副分区長 (東温支部長)
松山南警察署重信交番	所長
東温市区長会	会長
東温市教育委員会	委員
東温市校長会 (東温市立南吉井小学校)	会長 (校長)
東温市P T A連合会	副会長
東温市民生児童委員協議会	会長
東温市青少年問題等協議会 (東温市立川内中学校)	委員 (校長)
東温市青少年補導委員会	会長
東温市老人クラブ連合会	会長
東温市婦人会	会長
松山人権擁護委員協議会東温部会	部会長
東温市商工会	会長
東温市社会福祉協議会	会長
東温市社会福祉協議会	事務局長
中予保健所	健康増進課長
松山刑務所	首席矯正処遇官
松山保護観察所	保護観察官

東温市再犯防止推進ネットワーク一覧

市外

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
高松矯正管区更生支援企画課	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	087-822-4455	
コレワーク四国 (矯正就労支援情報センター室)	760-0033	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎	0120-29-5089	矯正施設出所者等の就労支援
松山保護観察所	790-0001	松山市一番町4-4-1	089-941-9983	
松山法務少年支援センター (松山少年鑑別所)	791-8069	松山市吉野町3860	089-952-2846	非行、犯罪防止の支援
中予保健所健康増進課	790-8502	松山市北持田町132	089-909-8757	薬物乱用防止
更生保護法人 愛媛県更生保護会	790-0056	松山市土居田町280-1	089-972-0714	

市内

機関・団体名	郵便番号	住所	電話番号	備考
松山刑務所	791-0293	東温市見奈良1243-2	089-964-3355	
東温市社会福祉協議会	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-5535	生活困窮者自立支援、各種相談
東温市地域包括支援センター (東温市社会福祉協議会内)	791-0211	東温市見奈良490-1	089-955-0150	高齢者各種相談
東温市基幹相談支援センター (東温市社会福祉協議会内)	791-0211	東温市見奈良490-1	089-907-2755	障がい者各種相談
東温市シルバー人材センター	791-0212	東温市田窪2370	089-909-3434	高齢者の就労支援
東温市居住支援協議会 (NPO法人えひめ住まいと暮らしのサポートセンター)	791-0211	東温市見奈良1540-20	089-964-8500	住宅困窮者支援 (協働：社会福祉課、地域活力創出課、都市整備課、東温市社会福祉協議会)
東温市福祉館	791-0301	東温市南方281-3	089-966-3306	人権啓発・相談、生活相談
東温市地域子育て支援センター	791-0211	東温市見奈良490-1	089-990-1227	子育て相談
子育て相談室	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4450	子育て、不登校、いじめ、虐待、問題行動等
教育相談室	791-0212	東温市田窪2370 (東温市中央公民館内)	089-964-3437 089-966-6150	教育に関する相談
東温市少年健全育成推進協議会				交通安全や見守り等
東温市青少年問題等協議会				青少年の育成、指導
東温市青少年補導センター				補導活動
東温市総務課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4400	ふるさと納税
東温市危機管理課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4483	防災、災害対策
東温市財政課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4401	入札、公有財産
東温市社会福祉課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4406	民生児童委員、社会を明るくする運動、生活保護、障がい者支援、ひとり親支援等
東温市長寿介護課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4408	高齢者支援
東温市健康推進課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4407	精神保健相談、不正大麻防止
東温市市民課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4404	住民票、マイナンバー制度
東温市地域活力創出課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4414	空き家バンク、雇用対策支援
東温市農林振興課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4409	農福連携
東温市都市整備課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4412	市営住宅
東温市学校教育課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4420	小中学校の教育支援
東温市保育幼稚園課	791-0292	東温市見奈良530-1	089-964-4484	子育て支援
東温市生涯学習課	791-0212	東温市田窪2370 (東温市中央公民館内)	089-964-1500	社会教育、文化振興

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
- 2 就労の支援（第12条）
- 3 非行少年等に対する支援（第13条）

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
- 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等（第14条）
- 5 住居の確保等（第15条）
- 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
- 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
- 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
- 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

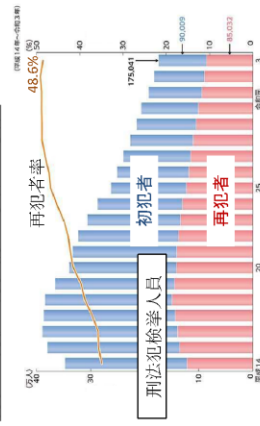
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

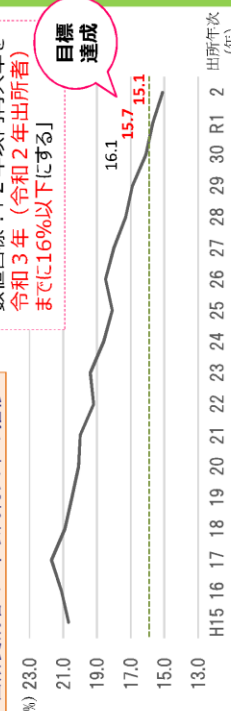
再犯の現状と再犯防止対策の重要性



第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 〇 過期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始 (R3.10～)
- 〇 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施 (H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援 (402団体で策定済み (R4.10.1))
- 〇 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“最の最良”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- (1) 就労の確保
 - 〇 拘禁刑罰執行後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
 - 〇 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
 - 〇 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- (2) 住居の確保
 - 〇 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
 - 〇 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 〇 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 〇 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 〇 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な人口支援の実施
- (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 〇 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 〇 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 〇 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実

③ 学校等と連携した修学支援

- 〇 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用、在院中の通信制高校への入学
- 〇 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 〇 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 〇 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 〇 性犯罪やストーカー・DV被害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 〇 持続可能な保護司制度の確立とそとのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 〇 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び 層の連携
- 〇 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進

⑥ 地域による包摂の推進

- 〇 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 〇 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 〇 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 〇 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 〇 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検査官等の再犯者率
- ② 新受刑者の再入率
- ③ 出所受刑者の2年以内再入率
- ④ 主たる罪科・特性別2年以内再入率
- ⑤ 刑務作業の3年以内再入率
- ⑥ 主たる罪科・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察所（全部）執行終了者及び保護観察受刑者の再入率
- ⑧ 民間協力者（全部）執行終了者及び保護観察受刑者の再入率

第二次愛媛県再犯防止推進計画の概要

1 計画の目標

犯罪をした者等が、地域社会において孤立することなく、社会の一員として受け入れられる地域づくりを進めるとともに、円滑に社会復帰ができるよう支援することを通じて、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

2 計画期間

令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）

3 成果指標

刑法犯検挙人員中の再犯者数を毎年対前年比で5%ずつ減少させる。

基準値 890人（令和4年）

→ 目標値 650人（令和10年）

《県の主な施策》

第1 国・市町・民間団体等との連携強化

- ・県再犯防止推進会議の開催と施策の検証・評価等の実施
- ・施策の周知と相互理解（情報共有）による連携した相談の実施
- ・市町再犯防止推進計画の策定促進に向けた支援

第2 就労・住居の確保

- ・就労支援コーディネーターの配置による就職支援や職場定着支援の実施
- ・生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業による生活改善支援や一時生活支援の実施
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅登録制度の普及促進
- ・県営住宅入居に関する低額所得者への柔軟な取り扱いと市町への働きかけ

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・地域生活定着支援センターによる受け入れ施設等の調整、フォローアップと取組の充実強化
- ・関係機関を対象とした研修や意見交換会等による地域ネットワークづくり
- ・薬物依存症に関する相談窓口等の周知

第4 非行の防止及び学校等と連携した修学支援の実施等

- ・スクールカウンセラー等の配置による相談体制の整備
- ・非行防止教室や少年警察ボランティア等と連携した社会奉仕活動の実施
- ・復学する者等の学びの継続支援に向けたケース検討会等の実施

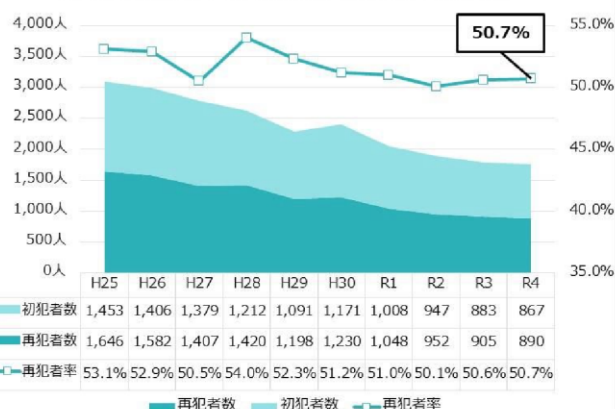
第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施

- ・子どもへの暴力的性犯罪者に対する再犯防止支援
- ・ストーカー加害者への適切な措置及びカウンセリング等受診への助言
- ・暴力団からの離脱支援・社会復帰支援への推進

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

- ・保護司等への支援機関・制度等の周知や感謝状贈呈
- ・保護司等の研修会での薬物乱用防止に係る研修の実施
- ・社会を明るくする運動や再犯防止に関する広報・啓発

刑法犯検挙人員中の再犯者数、再犯者率（愛媛県）



用 語（五十音順）

●入口支援

不起訴等により、矯正施設に入所することなく刑事司法手続を離れる人で、高齢や障がい等により福祉的支援を必要する場合に、福祉サービス等につなぐ支援のこと。

●矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

●協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

●ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると認められる少年。

●刑事施設

刑務所、少年刑務所及び拘置所のこと。

●刑法犯

刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律、盗犯罪等ノ防止及び処分ニ関スル法律等の犯罪。

●刑務所出所者等就労奨励金

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して支払う奨励金。

●刑務所出所者等総合的就労支援対策

矯正施設とハローワークが連携して、矯正施設在所者や保護観察対象者等に対し、職業相談、職業紹介等を実施するもの。

●検挙人員

警察等において検挙した事件の被疑者の数。

●更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適正に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

●更生保護施設等（更生保護施設・自立準備ホーム）

矯正施設から出所・出院した人や保護観察中の人で、帰住先がないことや現在住んでいるところでは更生が妨げられるあそれがある等の理由で、直ちに自立更生することが困難な人に対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間施設。

●更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体。

●コレワーク（矯正就労支援情報センター室）

全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズにマッチする者を事業所所在地のハローワークを通じて紹介することで、受刑者の就労を支援する法務省の機関。

●再入者

受刑のため刑事施設への入所が2度以上の者。

●再犯者

過去に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再度、検挙された者。

- 触法少年
14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年。
- 地域生活定着支援センター
保護観察所等と連携し、高齢や障がい等により福祉の支援を必要としている矯正施設退所予定者等に対し、必要なサービスへつなげるよう、支援する機関。
- 出口支援
矯正施設入所中から面接やアセスメントを行い、出所後直ちに福祉サービス等につなげる支援のこと。
- 東温市地域福祉計画
社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として、東温市における地域福祉を推進するための基本的な施策の方向を明らかにする計画。
平成30年から令和7年を計画期間としている。
- 特定少年
18歳以上の少年。
- 特別調整
受刑者や少年院在院者のうち、高齢又は障がいがあり、適当な帰住予定地がない者を対象として、出所後直ちに必要な福祉サービス等を受けられるよう、特別の手続きにより、生活環境の整備を行うこと。
- 犯罪少年
罪を犯した14歳以上の少年（20歳未満の者）。
- BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）
非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような身近な立場で接し、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。
- 非行少年
犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年。
- 法務少年支援センター（少年鑑別所）
非行等に関する問題や、思春期の少年の行動理解等に関する知識・ノウハウを活かして、少年や保護者などの個人からの相談に対して情報の提供・助言等を行うほか、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携して地域の非行・犯罪防止に関する活動や支援を行う法務省の機関。
- 保護観察
非行や犯罪をした人が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司により指導と支援を行うこと。
保護観察の対象者は、主に次の4種類
 - ・保護観察処分少年（少年）
非行により家庭裁判所から保護観察の処分を受けた少年
 - ・少年院仮退院者（少年）
非行により家庭裁判所から少年院送致の処分を受け、その少年院から仮退院となった少年
 - ・仮釈放者（成人）
懲役または禁錮の刑に処され、仮釈放を許された者
 - ・保護観察付執行猶予者（成人）
刑の執行猶予とあわせて保護観察付の言渡しを受けた者
- 保護司
犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員で給与は支給されない。保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、刑事施設や少年院から出所した人がスムーズに社会復帰することができよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行う。

第二次東温市再犯防止推進計画

発 行 / 令和7（2025）年3月
発行者 / 愛媛県 東温市
問合せ / 東温市 市民福祉部 社会福祉課
〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1
TEL（089）964-4406
FAX（089）964-4446
